## 広島県規則第六号

部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、 旅費及び費用弁償に関する条例の一

平成二十年三月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関す

## る条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

とする。 部を改正する条例(平成十九年広島県条例第四十五号)の施行期日は、 職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、 旅費及び費用弁償に関する条例の一 平成二十年三月十日